

諮問番号：諮問第 258 号

答申番号：答申第 258 号

答申書

第 1 審査会の結論

筑紫野市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

ケースワーカーの対向及び処分の方法、その過程。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人は、働いて得た収入について収入申告が必要であることを認識しながら、審査請求人への送金元となっていた会社（以下「A社」という。）からの収入を申告していなかった。また、本件処分に必要な経費等の資料の提出を繰り返し指導したが、資料の提出はなかった。したがって、処分庁が審査請求人からの費用徴収が必要と判断し、不正受給額の全額を対象としたことについて違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人の未申告の就労収入があることを理由として行われたものであるため、本件における法第 78 条の適用及び費用徴収額の算定について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

(1) 法第 78 条の適用について

法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施

機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(1)のウの(ア)は、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することを定めている。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IVの4の(1)は、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」について、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている。

本件において、平成25年2月15日付け「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」には、申告が必要な収入として、「定期的な収入（毎月の給料）、臨時的な収入（ボーナス、日当）」等と記載されているほか、これについて、筑紫野市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の担当ケースワーカーから説明を受けた旨が記載されていることに加え、審査請求人の署名捺印があることから、審査請求人は、A社からの収入について収入申告が必要であることを認識していたことが分かる。

また、令和2年4月10日から令和4年7月8日の間、審査請求人の口座にはA社から振込があり、振り込まれた額は、A社から審査請求人に先導料及び燃料補助として支払われた額と概ね一致することから、審査請求人の口座にA社から振り込まれた金額は、審査請求人に対する先導料及び燃料補助であると認められる。

しかし、審査請求人は令和4年7月27日付け収入状況申告書において、「働いて得た収入」としてA社からの収入を申告していない。

したがって、審査請求人は、A社からの収入を筑紫野市福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず収入の申告を怠ったことが認められる。

このことは、積極的に虚偽の事実を申し立てること又は消極的に事実を故意に隠蔽したことに該当するといえるので、法第78条の「不実の申請その他不正な手段により

保護を受け」たものであるといえる。

また、本件処分による徴収の対象期間は令和2年4月1日から令和4年7月末日までとなっている。

このことについて、令和2年4月10日から令和4年7月8日までの間に、A社から審査請求人に対し合計4,494,780円の振込があったこと及び令和4年11月9日付け4筑保第535号「生活保護法第27条に基づく指示書」には指示事項として、平成29年9月から令和4年7月までの収入について、収入金額及び経費が確認できる資料を提出する旨が記載されていることが認められることから、処分庁が設定した対象期間については特段不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分における費用徴収額の算定について

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の23答の(3)は、収入認定の際に認められる控除についての適用に関し、法第78条を適用する場合、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとしている。

本件において、審査請求人がA社から受領した収入は合計で4,494,780円となる。

また、本件処分における不正受給期間である令和2年4月から令和4年7月までの間に、筑紫野市福祉事務所長が審査請求人に支給した保護費は3,640,220円であることが認められる。

さらに、筑紫野市福祉事務所長は、審査請求人に対し、経費を申告するように複数回伝えたことが認められるが、本件処分までの間に、審査請求人から筑紫野市福祉事務所長に対して経費が確認できる資料の提出がなかったことが認められる。

したがって、審査請求人の不正受給額はA社からの収入の全額となり、本件処分による費用徴収額を3,640,220円とすることについて、違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由として「ケースワーカーの対向及び処分の方法、その過程。」と主張している。このうち、「ケースワーカーの対向」については、審査

請求人が、本件処分にあたり、福祉事務所の対応に問題があると主張していると解することができる。

一方、処分庁は、数か月にわたり審査請求人の主張を聴取し、本件処分に必要な資料等の提出を繰り返し指示しており、担当ケースワーカーの対応に不適切な点はない旨主張している。

本件についてみると、審査請求人は、法に係る返還金又は徴収金があることを承認している。

また、福祉事務所は、審査請求人の主張を聴取した上で、審査請求人の主張する経費がわかる資料を提出するよう複数回審査請求人に指導したことが認められる。

したがって、福祉事務所は、審査請求人から法に係る返還金又は徴収金があることについての承認を得た上で、審査請求人の主張を聴取し、本件処分に必要な資料等の提出を繰り返し指導したといえ、これらの対応に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人の主張のうち、「処分の方法、その過程」については、上記（１）及び（２）のとおり、違法又は不当な点はない。

そのため、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 6 年 3 月 27 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 5 月 22 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。また、法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している。

本件において、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」には、申告が必要な収入について、福祉事務所の担当ケースワーカーから説明を受けた旨が記載されていることに加え、審査請求人の署名捺印があることから、審査請求人は、A社からの収入について収入申告が必要であることを認識していたことが分かる。

しかしながら、審査請求人は令和 4 年 7 月 27 日付け収入状況申告書において、「働いて得た収入」としてA社からの収入を申告していない。そうすると、審査請求人は、A社からの収入を筑紫野市福祉事務所長に申告しなければならないと認識していたにもかかわらず、当該収入の申告を怠ったものであるといわざるを得ない。

したがって、処分庁が、審査請求人は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものであるとして、審査請求人に対し、法第 78 条に基づき費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないというべきである。

法第 78 条に基づく徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問 13 の 22）。

本件において、審査請求人がA社から受領した収入は合計で 4,494,780 円であり、本件処分における不正受給期間に、筑紫野市福祉事務所長が審査請求人に支給した保護費は 3,640,220 円であることが認められる。

審査請求人は、筑紫野市福祉事務所長から、A社から受領した収入に係る経費が確認できる資料を提出するよう再三にわたり求められながら、それを提出しなかったが、上記問答集問 13 の 23 答(3)によれば、不正受給者に対しては、各種控除を適用することは適当ではないとされていることから、処分庁が、審査請求人のA社からの収入の全額を審査請求人の収入とし、本件処分による費用徴収額を不正受給期間中に支給された保護費相当額の 3,640,220 円としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 森 美知子